令和８年度鳥取県環境影響評価審査会（第１回）次第

日時：令和８年７月２８日（火）午前９時３０分から正午まで
場所：鳥取県庁第二庁舎４階　第２２会議室（鳥取市東町一丁目２７１）

１　開会

２　議題

（１）会長・副会長の選任
（２）環境影響評価制度の概要について
（３）東部広域行政管理組合の可燃物処理施設整備事業（仮称）について
　ア　審議経過
　イ　事後調査結果

３　その他

４　閉会

【資料】

資料１	環境影響評価制度について
資料２	鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業(仮称)に係る環境影響評価手続きの経過
資料3－1	(事業者作成資料)鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業(仮称)　事後調査報告書について
資料3－2	(事業者作成資料)鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業(仮称)　事後調査報告(供用後)

令和8年度 第1回鳥取県環境影響評価審査会

鳥取県環境影響評価審査会委員

氏 名	所 属	役職	専 門 分 野	参加
オイダ トモミ 老田 智美	公立鳥取環境大学 環境学部	准教授	景観、住居学	―
キムラ レイジ 木村 玲二	鳥取大学 乾燥地研究センター	教授	農業気象学、気象学	○ (web)
キリハラ ケイスケ 桐原 佳介	米子水鳥公園ネイチャーセンター	統括指導員	動物、生態系	○ (web)
ササオカ ナオト 笹岡 直人	鳥取大学 工学部	教授	騒音抑圧技術	○
スガイ キョウコ 須貝 杏子	島根大学 生物資源科学部	准教授	島嶼、適応放散、木本植物、DNA解析、保全遺伝学	―
ナカムラ エリカ 中村 絵里佳	グリーンコープ生協とっとり	理事長	自然との触れ合い活動	―
ノグチ タツヤ 野口 竜也	鳥取大学 工学部	准教授	地震工学、地盤構造探査、空間情報工学	○ (web)
マスモト キヨシ 増本 清	島根大学大学院 総合理工学研究科	准教授	地下水、地質工学	○ (web)
マスモト トシオ 増本 年男	鳥取大学 医学部	助教	予防医学、神経科学、生理学	○
ヤマグチ ケイコ 山口 啓子	島根大学 生物資源科学部	教授	環境動態解析、生態学、環境学	○ (web)
ヤマサキ ユリ 山崎 由理	鳥取大学 農学部	准教授	水圏環境科学	○
ヤマモト アツシ 山本 敦史	公立鳥取環境大学 環境学部	准教授	分析化学、質量分析、新規化学物質	○ (web)

特別委員

オダ テツヤ 小田 哲也	鳥取大学 工学部	准教授	燃焼工学	○

10名

(事業者)
8名

所 属	出 席 者
鳥取県東部広域行政管理組合事務局	事務局長 吉田 彰克
	環境衛生課 課長 坂本 清美
	環境衛生課 課長補佐 瀬村 義浩
	環境衛生課 施設管理係 総括主査 内田 靖彦
株式会社エイト日本技術開発 環境エネルギー事業部 中国支社 環境分野	グループマネージャー 築場 則昭
	主任 日比野 公俊
	技師 久保 貴大
	技師 福原 勇磨

(県)
9名

担 当 課	出 席 者
生活環境部	次長 谷口 健一
環境立県推進課(事務局)	課長補佐 森田 晃祥、係長 矢田貝 竜介、係長 牧野 智行
環境立県推進課	係長 岩本 有樹
循環型社会推進課	課長補佐 加賀田 大輔 、係長 前田 亜紗
水環境保全課	課長補佐 門脇 紗織
自然共生課	課長補佐 山川 渉

資料1

環境影響評価制度について

環境立県推進課
令和8年7月 28日

1.環境影響評価とは

「環境影響評価」とは、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、事業者自らが、あらかじめ調査・予測・評価を行うものです。事業者は、住民や地方公共団体等に広く意見を求め、それらの意見を踏まえて、自らの事業計画を環境の保全の観点からより良いものとするための制度です。

2.対象となる事業

【 法 】 一定規模以上の道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所など 13 事業種

【条例】 法の対象となる事業に加え、一定規模以上の廃棄物処理施設（焼却場、し尿処理場）、工場の新増築、ゴルフ場・スキー場など

3.環境影響評価の手続

事業者は環境影響評価法（以下「法」）及び鳥取県環境影響評価条例（以下「条例」）に規定される対象事業を行う際は、次の図書を段階的に作成し、知事等に送付しなければなりません。

また、住民説明会等を開催するなど、一般から広く意見を聞き、寄せられた意見の概要に自らの見解を添えて知事等に提出しなければなりません。

知事は、提出された図書に対して、住民及び関係自治体の意見を踏まえ、環境保全の見地からの意見を述べることとなっており、その際、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くこととされています。

また、事後調査結果に対しては、知事は、環境の保全の見地から必要があると認めるときは、事業者に対して環境の保全のための措置を講ずるよう求めることができるとなっており、その際には環境影響評価審査会の意見をきくものとされています。

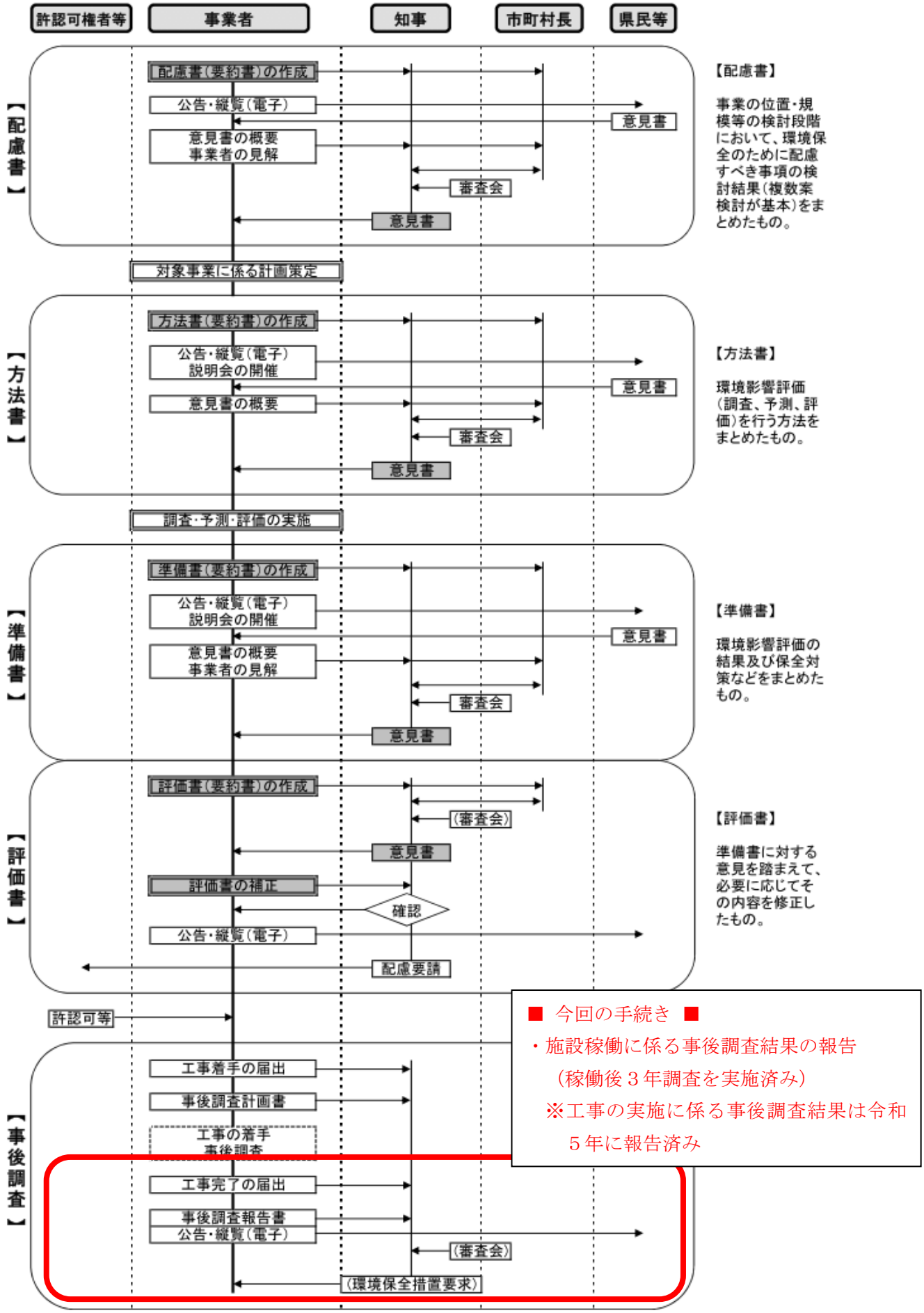
状況	呼称	文書の記載内容
調査手法の検討	配慮書 (1段階)	事業の位置・規模等の検討段階に、環境保全のために配慮すべき事項を検討し、その結果を記載した文書
	方法書 (2段階)	事業に伴う環境影響の調査・予測・評価の方法等を示した文書
現地調査・予測・評価		
調査結果を踏まえた事業計画の精査	準備書 (3段階)	方法書に基づき実施した調査・予測・評価の結果及び環境保全措置・事後調査の検討結果等を示した文書
	評価書 (4段階)	準備書に対する知事意見等を踏まえ、必要に応じて準備書にさらに検討を加え、内容を修正した文書
事業着手		
事後調査		

・各種手続きや調査は事業者が主体となって行うもの。

・法及び条例の対象事業は、本手続きをする必要があり、事業者は本手続き後に事業着手。

・着手後も項目によっては環境保全措置や事後調査を行い、必要に応じて環境保全措置の追加・変更を検討・実施する。

4.環境影響評価条例における手続きフロー



資料２

鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）に係る環境影響評価手続きの経過

令和８年７月２８日
環境立県推進課

H21. 8.17　**方法書提出**　※アセス手続きの開始
H22. 1.20　方法書に対する知事意見（審査会：３回開催）

H24. 3.30　**準備書提出**
10.31　準備書に対する知事意見（審査会：４回開催）

H25. 1.21　**評価書提出**
3.21　評価書に対する知事意見の送付（審査会：２回開催）

4.19　補正された評価書の提出
5.17　補正された評価書に対する知事意見の送付（審査会：１回開催）

8.30　再補正された評価書の提出
9.30　再補正された評価書に対する知事意見の送付（審査会：１回開催）

10.30　再々補正された評価書の提出
…処理方式は未決定であるが、大気質、騒音、振動等の項目別に各処理方式を比較し、最も影響が大きいと想定されるもので予測。いずれの方式になった場合でも環境保全目標を達成しており、事業による環境影響が極めて小さいことを確認。

11.29　条例第 24 条第２項通知（審査会：１回開催）・・・【別紙１】　※アセス手続きの完了
「環境保全の見地からの修正の必要が認められない」
（付帯意見）「ただし、施設の処理方式等の詳細が未決定であることから、処理方式決定後の比較検証結果を厳正に確認するために、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くなど、今後も条例の規定と同等の手続きを実施するので、検証結果が取りまとまり次第報告してください。」

12.13～　評価書の公告・縦覧（H26.1.14 まで）

H26. 1.29　処理方式絞り込み（３方式５種類→２方式３種類）に伴う比較検証の提出（審査会：１回開催）

H27.11.27　処理方式決定（ストーカ方式）に伴う比較検証の提出（審査会：２回開催）
H28. 2.19　受理通知・・・【別紙２】
（留意事項）「変更届に記載された施設の詳細確定後の比較検証及び評価書最終版の作成を確実に実施し、またその結果を報告すること。」

H29. 9.28　事後調査計画書の提出
H29.11.1　工事着手届の提出

H31. 2.1　**施設の詳細確定に伴う比較検証結果の提出**
（留意事項）事業に伴う影響の最小化、現況を悪化させないよう最大限の務めること、綿密な事後調査の実施、必要に応じて追加調査・環境保全措置の実施
H31. 3.28　**環境影響評価書（H31.3 改訂）、事後調査計画書（H31.3 改訂）の提出**

R5. 5.25　**（工事中）事後調査結果報告書、事後調査計画書変更届（任意）、工事完了届の提出**
公告・縦覧期間　：　R5.5.30　～　R5.6.30

R8. 6.30　**（供用後）事後調査結果報告書**
公告・縦覧期間　：　R8.6.30　～　R8.7.31　（縦覧中）

＜鳥取県環境影響評価条例（抜粋）＞
（事後調査報告書の作成等）
第 33 条　事業者は、事後調査を行ったときは、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）を作成し、知事及び関係市町村長に送付しなければならない。
2　知事は、前項の規定による事後調査報告書の送付を受けた場合において、**環境の保全の見地から必要があると認めるときは、事業者に対し、環境の保全のための措置を講ずるよう求めることができる。**
3　前項の場合において、知事は、必要に応じて、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

資料３－１

鳥取県東部広域行政管理組合
可燃物処理施設整備事業（仮称）
事後調査報告書について

鳥取県環境影響評価審査会資料	
年月日	令和8年7月28日
担　当	鳥取県東部広域行政管理合 事務局　環境衛生課



可燃物処理施設リンピアいなば
（鳥取市河原町山手925番地）

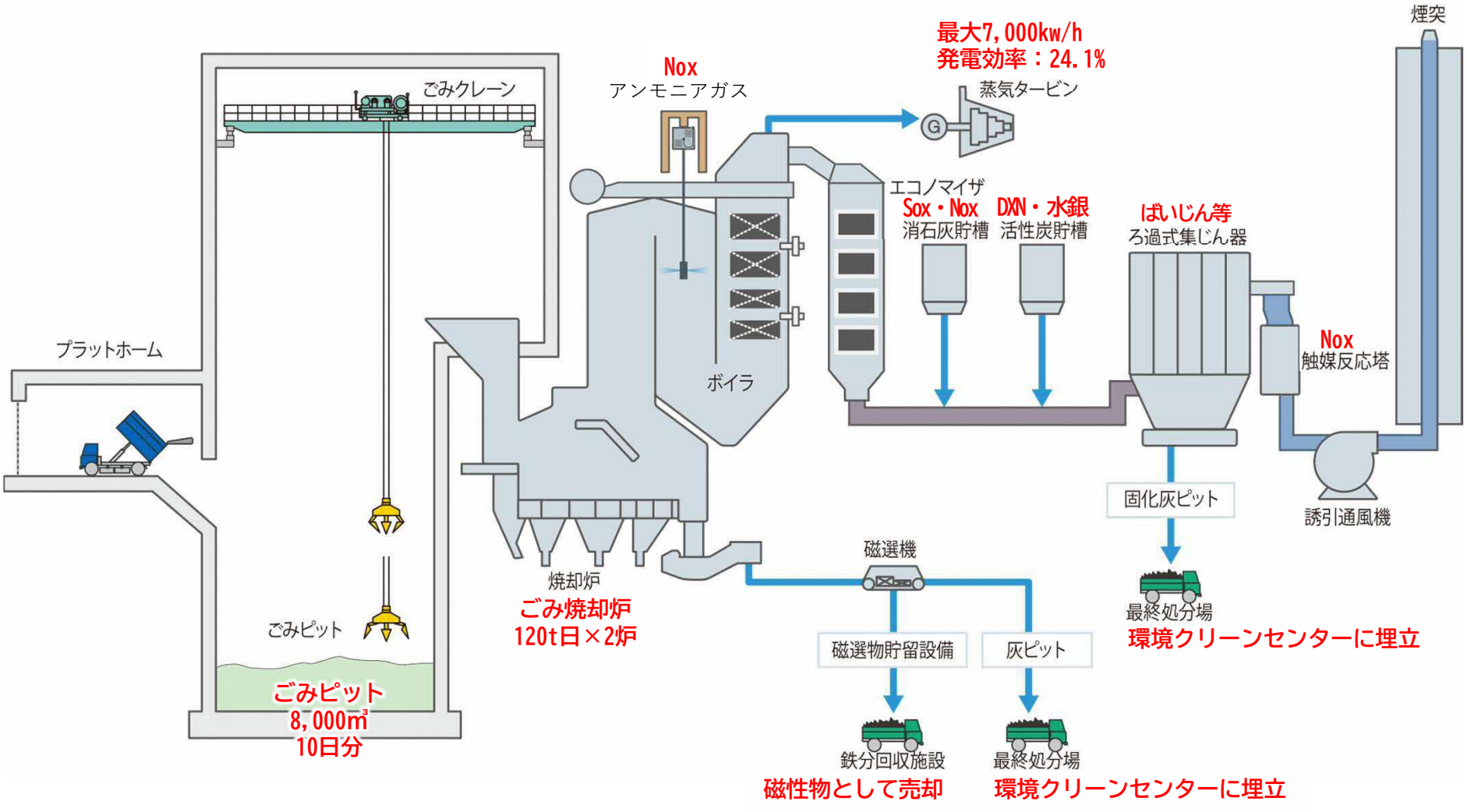
対象事業の概要

対象事業の主な経過

年　月	内　容
平成9年5月	厚生省が「ごみ処理の広域化計画について」発出
平成10年3月	鳥取県が県内を東、中、西部の３ブロックとする「鳥取県ごみ処理広域化計画」策定
平成13年3月	鳥取県東部15市町村で構成する「鳥取県東部ごみ処理広域化推進協議会」が「鳥取県東部ごみ処理広域化実施計画」策定（鳥取県東部に2施設建設）
平成13年8月	本組合が可燃物処理施設建設の共同処理事務開始
平成18年4月	「鳥取県東部ごみ処理広域化実施計画」改訂（1施設建設とする） 河原町国英地区部落長会において組合正副管理者が環境影響評価の実施を要請
平成22年6月	環境影響評価現況調査開始（～平成23年9月終了）
平成23年9月	河原町国英地区部落長会において組合正副管理者が施設建設同意を要請
平成23年10月	鳥取地方裁判所から本組合にゴミ焼却施設建設差止請求訴状が送達 （～平成27年10月広島高等裁判所松江支部が控訴棄却の判決）
平成28年8月	可燃物処理施設整備事業に伴う基本協定締結（国英地区14集落、構成市町、組合）
令和元年8月	可燃物処理施設建設工事着工
令和5年4月	可燃物処理施設リンピアいなば本稼働
	供用後の事後調査実施開始（～令和8年3月終了）

対象事業の概要

リンピアいなばの概要について



鳥取県東部広域行政管理組合 可燃物処理施設整備事業(仮称)
事後調査報告(供用後)

■報告次第

1.対象事業の概要

当社から説明する項目

2.環境保全措置の実施状況調査

3.事後調査結果
4.環境影響評価の検証

項目ごとに事後調査結果と検証結果を報告

5.総合的な評価
6.専門家からの助言

2.環境保全措置の実施状況調査

事後調査報告書
P.8～23

環境影響評価書に記載の環境保全措置(施設の供用後)実施状況を現地確認、資料確認により調査した。調査の結果、全ての保全措置の実施が確認された。

始業前車両点検月報(2025年10月)

[redacted]

日付		1 水	2 木	3 金	4 土	5 日	6 月	7 火	8 水	9 木	10 金	11 土	12 日	13 月	14 火	15 水	16 木	17 金	18 土	19 日	20 月	21 火	22 水	23 木	24 金	25 土	26 日	27 月	28 火	29 水	30 木	31 金
点検項目 ＼ 点検者		[redacted]																														
給油量			29.0	28.0			30.0	34.0		30.0	27.0			41.0			54.0	30.0			30.0	28.0		30.0	28.0			30.0				30.0
【1 ブレーキ】	(1)ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキのききが十分であり、かつ、片ぎきがないこと。	○	○	○			○	○		○	○			○	○		○	○			○	○		○	○			○	○			○
	(2)ブレーキの液量が十分であること。	○	○	○			○	○		○	○			○	○		○	○			○	○		○	○			○	○			○
	(3)空気圧力の上がり具合が不良でないこと。	○	○	○			○	○		○	○			○	○		○	○			○	○		○	○			○	○			○
	(4)ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。	○	○	○			○	○		○	○			○	○		○	○			○	○		○	○			○	○			○
	(5)駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。	○	○	○			○	○		○	○			○	○		○	○			○	○		○	○			○	○			○
【2 タイヤ】	(1)タイヤの空気圧が適当であること。	○	○	○			○	○		○	○			○	○		○	○			○	○		○	○			○	○			○
	(2)亀裂及び破損および異常な摩耗がないこと。	○	○	○			○	○		○	○			○	○		○	○			○	○		○	○			○	○			○
	(3)ホイルナットのゆるみがないこと。	○	○	○			○	○		○	○			○	○		○	○			○	○		○	○			○	○			○
	(4)金属片、石その他の遺物がないこと。	○	○	○			○	○		○	○			○	○		○	○			○	○		○	○			○	○			○
【3 燈火装置及び方向指示器】	点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び破損がないこと。	○	○	○			○	○		○	○			○	○		○	○			○	○		○	○			○	○			○
【4 後写鏡及び反射鏡】	写影が不良でないこと。	○	○	○			○	○		○	○			○	○		○	○			○	○		○	○			○	○			○
【5 反射器及び自動車登録番号標又は車両番号標】	汚れ及び破損がないこと。	○	○	○			○	○		○	○			○	○		○	○			○	○		○	○			○	○			○
【6 エア・タンク】	(1)エア・タンクに凝水がないこと。	○	○	○			○	○		○	○			○	○		○	○			○	○		○	○			○	○			○
	(2)空気圧力が適当であること。	○	○	○			○	○		○	○			○	○		○	○			○	○		○	○			○	○			○
【7 前日の運行において異常が認められた箇所】	当該箇所に異常がないこと。	○	○	○			○	○		○	○			○	○		○	○			○	○		○	○			○	○			○
【8 洗車】	洗車をしたか。																															
【9 オイル】	エンジンオイル																															
	ブレーキオイル																															
【10 作動確認】	回転板・押込み板、昇降、展開、格納、(スライドカバー・ゲートロック)	○	○	○			○	○		○	○			○	○		○	○			○	○		○	○			○	○			○
【11 状態確認】	本体の亀裂、破損、変形、腐食	○	○	○			○	○		○	○			○	○		○	○			○	○		○	○			○	○			○
【12 油圧配管、油圧ホース、油圧シリンダ、作動油タンク】	亀裂、損傷、腐食、劣化、油漏れ	○	○	○			○	○		○	○			○	○		○	○			○	○		○	○			○	○			○
【13 スイッチ、電気】	メインスイッチの損傷、機能確認、操作スイッチの損傷、緊急停止装置の作動確認	○	○	○			○	○		○	○			○	○		○	○			○	○		○	○			○	○			○
備考																																

凡例　○:良　×:不良

廃棄物運搬車両の点検月報

リンピアいなば　維持管理記録（令和７年度（2025年度））

1　一般廃棄物の種類及び焼却量

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
可燃ごみ	1号炉焼却量　(t)	3,297.29	3,600.64	1,626.58	0.00	2,924.28	3,331.98	3,439.81	1,264.02	1,338.90	1,562.98	1,089.04	3,413.56	26,889.08
	2号炉焼却量　(t)	2,224.98	252.43	3,314.38	3,412.54	2,651.93	0.00	253.71	3,370.68	3,516.22	3,467.29	5.69	2,390.17	24,860.02
	合　計	5,522.27	3,853.07	4,940.96	3,412.54	5,576.21	3,331.98	3,693.52	4,634.70	4,855.12	5,030.27	1,094.73	5,803.73	51,749.10

2　排ガス測定結果

【1号炉】

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ばい煙測定	年6回実施予定	排ガス採取年月日	4月9日	−	6月5日	−	8月6日	−	10月30日	−	−	1月14日	−	3月13日
		測定結果の得られた年月日	5月12日	−	7月2日	−	9月5日	−	12月3日	−	−	2月17日	−	3月13日
		硫黄酸化物　(m³N/h)	0.17	−	0.16	−	0.17	−	0.057	−	−	0.023	−	0.15
		ばいじん　(g／m³N)	<0.001	−	0.001	−	<0.001	−	<0.001	−	−	<0.001	−	0.001
		塩化水素　(mg／m³N)	38	−	33	−	44	−	31	−	−	28	−	35
		窒素酸化物　(ppm)	26	−	23	−	29	−	29	−	−	28	−	27
ダイオキシン類測定	年4回実施予定	排ガス採取年月日	4月9日	−	−	−	8月8日	−	10月30日	−	−	1月14日	−	−
		測定結果の得られた年月日	5月12日	−	−	−	9月5日	−	12月3日	−	−	2月17日	−	−
		ダイオキシン類　(ng-TEQ/m³N)	0.0018	−	−	−	0.010	−	0.0051	−	−	0.0047	−	−
水銀測定	年4回実施予定	排ガス採取年月日	4月9日	−	−	−	8月8日	−	10月30日	−	−	1月14日	−	−
		測定結果の得られた年月日	5月12日	−	−	−	9月5日	−	12月3日	−	−	2月17日	−	−
		水銀　(mg／m³N)	0.00026	−	−	−	0.00052	−	0.0036	−	−	0.00036	−	−

※煙突ガス採取口より採取

【2号炉】

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ばい煙測定	年6回実施予定	排ガス採取年月日	4月10日	−	6月6日	−	8月7日	−	10月31日	−	12月8日	1月15日	−	−
		測定結果の得られた年月日	5月12日	−	7月2日	−	9月5日	−	12月3日	−	1月20日	2月17日	−	−
		硫黄酸化物　(m³N/h)	0.13	−	0.13	−	0.10	−	0.16	−	0.093	0.022	−	−
		ばいじん　(g／m³N)	<0.001	−	0.001	−	<0.001	−	<0.001	−	0.001	<0.001	−	−
		塩化水素　(mg／m³N)	38	−	25	−	27	−	28	−	44	35	−	−
		窒素酸化物　(ppm)	27	−	24	−	29	−	29	−	30	29	−	−
ダイオキシン類測定	年4回実施予定	排ガス採取年月日	4月10日	−	−	−	8月7日	−	10月31日	−	−	1月15日	−	−
		測定結果の得られた年月日	5月12日	−	−	−	9月5日	−	12月3日	−	−	2月17日	−	−
		ダイオキシン類　(ng-TEQ/m³N)	0.006	−	−	−	0.0097	−	0.027	−	−	0.018	−	−
水銀測定	年4回実施予定	排ガス採取年月日	4月10日	−	−	−	8月7日	−	10月31日	−	−	1月15日	−	−
		測定結果の得られた年月日	5月12日	−	−	−	9月5日	−	12月3日	−	−	2月17日	−	−
		水銀　(mg／m³N)	0.00021	−	−	−	0.001	−	0.00037	−	−	0.00093	−	−

※煙突ガス採取口より採取

3　炉内の燃焼温度等

【1号炉】

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
燃焼室中の焼却ガス平均温度	(℃)	934	912	946	−	923	926	931	950	924	934	881	923
集塵機に流入する燃焼ガス平均温度	(℃)	187	188	183	−	186	190	189	187	186	185	188	187
排ガス中の一酸化炭素濃度	(ppm)	3	3	3		3	3	3	3	3	3	3	3

※1　表示した温度は、炉の立上げ、立下げ時を除いた平均値　※7月は稼働なし
※2　一酸化炭素濃度は、連続測定時の平均値

【2号炉】

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
燃焼室中の焼却ガス平均温度	(℃)	931	885	900	889	881	−	897	908	915	916	−	904
集塵機に流入する燃焼ガス平均温度	(℃)	186	184	187	190	188	−	184	189	189	191	−	184
排ガス中の一酸化炭素濃度	(ppm)	3	3	3	3	2	−	3	3	3	2	−	3

※1　表示した温度は、炉の立上げ、立下げ時を除いた平均値　※9月は稼働なし　※2月は稼働なし
※2　一酸化炭素濃度は、連続測定時の平均値　※焼却量は立下げ時に投入されたもの

4　冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去
1号炉、2号炉ともにばいじんの除去を施設稼働中は常時実施している。

リンピアいなばの維持管理記録(令和7年度)

3.事後調査結果

事後調査報告書
P.24

事後調査の項目		
環境要素	影響要因	対象項目
大気質	施設の稼働	二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、塩化水素、水銀、ダイオキシン類
騒音	施設の稼働	騒音レベル（L_{A5}）
	廃棄物運搬車両の走行	騒音レベル（L_{Aeq}）
振動	施設の稼働	振動レベル（L_{10}）
	廃棄物運搬車両の走行	振動レベル（L_{10}）
悪臭	施設の稼働	特定悪臭物質濃度（22物質）、臭気指数
水質及び地下水	施設の稼働	水質汚濁に係る環境基準の項目（健康項目、生活環境項目） ダイオキシン類、イオン分析項目
土壌	施設の稼働	土壌ダイオキシン類、土壌の汚染に係る環境基準項目
植物	施設の存在	ホンゴウソウのモニタリング
動物	施設の稼働	ため池に生息する移動能力が低い生物群
		フクロウの生息状況調査
		鳥類の生息状況調査
		サンインサンショウウオ、イモリの生息・産卵状況の確認
水生生物	施設の稼働	水生生物（キイロヤマトンボ）の分布状況の確認
		ゲンジボタルの分布状況調査
生態系	施設の存在	樹林地の連続性の状況
		フクロウの生息状況調査
		両生類の繁殖状況調査

4.環境影響評価の検証

事後調査報告書
P.141～142

事後調査の項目		環境影響評価の検証方法	
環境要素	活動要素	環境保全目標等との比較	予測結果との比較
大気質	施設の稼働	○	○
騒音	施設の稼働 廃棄物運搬車両の走行	○	○
振動	施設の稼働 廃棄物運搬車両の走行	○	○
悪臭	施設の稼働	○	○
水質	施設の稼働	○	－
土壌	施設の稼働	○	○

4.環境影響評価の検証

事後調査報告書
P.141～142

事後調査の項目		環境影響評価の検証方法	
環境要素	活動要素	環境保全目標等との比較	予測結果との比較
植物	施設の存在	―	○
動物	施設の稼働	―	○
水生生物	施設の稼働	―	○
生態系	施設の存在	―	○

3.事後調査結果、4.環境影響評価の検証
大気質 ～ 土壌

事後調査報告書
P.24～73, P.142～143

■調査結果

調査結果は、大気質～土壌の全項目、全調査地点で環境保全目標や環境基準を満足していた。

■環境影響評価の検証

(1)大気質

環境保全目標と比較	予測結果と比較
○	○

表 4.2　予測結果の日平均値の検証

調査項目	単位	事後調査結果	環境保全目標	予測結果・日平均値 年間98%値または2%除外値[注]
二酸化硫黄	ppm	0.003（St.7）	0.04以下	0.006
二酸化窒素	ppm	0.006（St.9）	0.04以下	0.007
浮遊粒子状物質	mg/m^3	0.035（St.4）	0.10以下	0.050

注）予測結果は、最大着地濃度地点の結果を示す。事後調査結果は、四季の調査結果（日平均値）の最高値を示す。

表 4.3　予測結果の年平均値の検証

調査項目	単位	事後調査結果	環境保全目標	予測結果（年平均値）[注]
ダイオキシン類	pg-TEQ/m^3	0.007(St.7)	0.6以下	0.008
水銀	μg/m^3	0.002(St.8)	0.04以下	0.002

注）予測結果は、最大着地濃度地点の結果を示す。事後調査結果は、各地点調査結果の四季平均の最高値を示す。

3.事後調査結果、4.環境影響評価の検証
大気質 ～ 土壌

事後調査報告書
P.143～144

(1)大気質

表 4.4　予測結果の短期高濃度の検証

調査項目	単位	事後調査結果	環境保全目標	予測結果（短期高濃度）
二酸化硫黄	ppm	0.006（St.13）	0.1以下	0.037
二酸化窒素	ppm	0.032（St.10）	0.1以下	0.060
浮遊粒子状物質	mg/m^3	0.055（St.10）	0.20以下	0.073
塩化水素	ppm	0.0011（St.7）	0.02以下	0.017

注）事後調査結果は、四季の調査結果（1時間値）の最高値を示す。

(2)騒音

環境保全目標と比較	予測結果と比較
○	○

表 4.5　敷地境界（St.1）における騒音レベル最大値の予測結果の検証

時間区分	事後調査結果 騒音レベルL_{A5}	環境保全目標	予測結果・敷地境界における騒音レベル最大値
朝：6～8時	47	65以下	
昼間：8～19時	58	65以下	44
夕：19～22時	45	65以下	
夜間：22～翌6時	44	45以下	

注）単位：dB

3.事後調査結果、4.環境影響評価の検証
大気質 ～ 土壌

事後調査報告書
P.144

(2)騒音

表 4.6　直近民家（St.2）での騒音レベル予測結果の検証

時間区分	事後調査結果 騒音レベルL_{A5}	環境保全目標	予測結果 直近民家での騒音レベル
朝：6～8時	54	65以下	46
昼間：8～19時	54	65以下	
夕：19～22時	49	65以下	
夜間：22～翌6時	42	45以下	

注）単位：dB

表 4.7　廃棄物運搬車両等の走行による自動車騒音の予測結果の検証

事後調査結果 騒音レベルL_{Aeq}	環境保全目標	予測結果・廃棄物運搬車両等の 走行による自動車騒音
70	70以下	71

注）単位：dB

3.事後調査結果、4.環境影響評価の検証
大気質 ～ 土壌

事後調査報告書
P.145

(3)振動

環境保全目標と比較	予測結果と比較
○	○

表 4.8　敷地境界（St.1）における振動レベル最大値の予測結果の検証

時間区分	事後調査結果 振動レベルL_{10}	環境保全目標	予測結果・敷地境界における 振動レベル最大値
昼間：8～19時	28	65以下	27
夜間：19～翌8時	25未満	60以下	

注）単位：dB

表 4.9　直近民家（St.2）での振動レベル予測結果の検証

時間区分	事後調査結果 振動レベルL_{10}	環境保全目標	予測結果 直近民家での振動レベル
昼間：8～19時	26	65以下	25未満
夜間：19～翌8時	25未満	45以下	

注）単位：dB

表 4.10　廃棄物運搬車両等の走行による道路交通振動の予測結果の検証

事後調査結果 振動レベルL_{10}	環境保全目標	予測結果・廃棄物運搬車両等の 走行による道路交通振動
40	70以下	42

注）単位：dB

3.事後調査結果、4.環境影響評価の検証
大気質 ～ 土壌

事後調査報告書
P.146～150

(4)悪臭

環境保全目標と比較	予測結果と比較
○	○

調査項目	事後調査結果	予測結果
特定悪臭物質濃度	環境保全目標(悪臭防止法の規制基準)を満足	悪臭防止法の規制基準以下
臭気指数	10未満	10未満

(5)水質

環境保全目標と比較	予測結果と比較
○	－

調査結果は、環境保全目標を満足していた。

3.事後調査結果、4.環境影響評価の検証
大気質 ～ 土壌

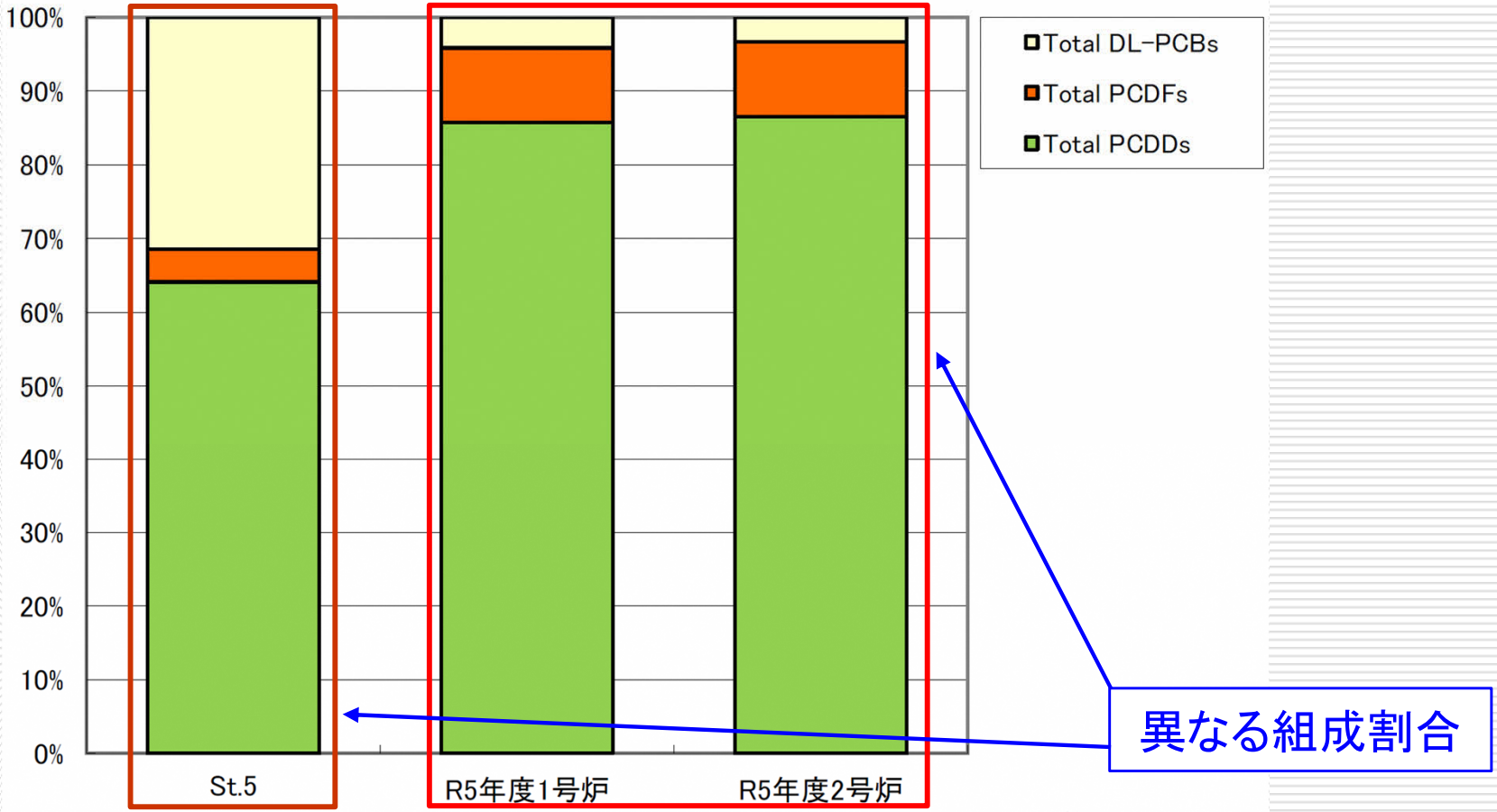
事後調査報告書
P.151～152

(6)土壌

環境保全目標と比較	予測結果と比較
○	○

St.5では、調査結果は環境保全目標を満足したが、予測結果を上回った。

⇒ St.5の土壌と煙突排ガスのダイオキシン類同族体組成割合を比較した。



注）煙突排ガスの組成割合は、令和5年度に4回実施した濃度測定における組成割合の算術平均を示す。

図 4.1 ダイオキシン類の同族体組成比較（St.5土壌・煙突排ガス）

3.事後調査結果、4.環境影響評価の検証
植物 ～ 生態系

環境保全目標と比較	予測結果と比較
－	○

事後調査報告書
P.153

(7)植物(ホンゴウソウ)

・ホンゴウソウの生育箇所は、改変されていない。

⇒経年的な確認株数の変動は、自然的要因によるものと考えられる。


落葉裏の菌糸


ホンゴウソウ

表 4.16　保全すべき対象(ホンゴウソウ)に係る予測結果と事後調査結果の比較

事後調査結果(工事中～供用後)			環境影響評価		
調査時期		確認株数	平成23年10月現況調査結果	予測結果(造成後)	
				保全措置なし	保全措置あり
工事中	平成29年10月	134株 (174株)	59株	0株	51株
	平成30年10月	22株 (49株)			
	令和元年10月	11株 (62株)			
	令和2年10月	20株 (41株)			
	令和3年10月	67株 (120株)			
	令和4年10月	104株 (141株)			
供用後	令和5年10月	10株			

注)確認株数の上段は落葉を取り除かずに確認できた株数、下段の括弧内は落葉を取り除いて確認できた株数と落葉を取り除かずに確認できた株数の合計を示す。

※R5.10月確認

3.事後調査結果、4.環境影響評価の検証
植物 ～ 生態系

環境保全目標と比較	予測結果と比較
－	○

事後調査報告書
P.93, P.154

（8）動物（ため池に生息する移動能力が低い生物群）
・平成29年度に改変されるため池から椿谷溜池へ保護移動
・保護移動した種数：18種、確認された種数：22種
⇒保護移動により、種数の減少が緩和されたと考えられる。

表 3.64　確認種一覧

No.	綱名	目名	科名	和名	移殖時期	確認時期		
					H29	R7.5	R7.6	R7.10
1	ミミズ綱	イトミミズ目	ミズミミズ科	エラミミズ	●			
2	軟甲綱	ワラジムシ目	ミズムシ科（甲）	ミズムシ（甲）		●		
3		エビ目	ヌマエビ科	カワリヌマエビ属	●	●	●	●
4			テナガエビ科	スジエビ		●	●	●
5			サワガニ科	サワガニ	●		●	●
6	昆虫綱	カゲロウ目	コカゲロウ科	フタバカゲロウ属		●		
7			ヒラタカゲロウ科	キハダヒラタカゲロウ	●			
8		トンボ目	イトトンボ科	クロイトトンボ	●			
－				クロイトトンボ属		●		
9			モノサシトンボ科	モノサシトンボ	●			
10			オニヤンマ科	オニヤンマ	●			
11			エゾトンボ科	トラフトンボ	●			
12				オオヤマトンボ	●	●	●	
13			トンボ科	オオシオカラトンボ		●		
14				コシアキトンボ	●		●	●
15		カメムシ目	アメンボ科	アメンボ			●	
16				コセアカアメンボ			●	
17				ヤスマツアメンボ		●		
18				トガリアメンボ				●
19			ミズムシ科（昆）	Hesperocorixa属		●		
20				アサヒナコミズムシ		●		
－				ミズムシ科	●			
21			タイコウチ科	ミズカマキリ	●			●
22			マツモムシ科	コマツモムシ	●			●
23				マツモムシ		●		
24			マルミズムシ科	マルミズムシ		●		
25		ヘビトンボ目	センブリ科	センブリ属	●			
26		ハエ目	ヒメガガンボ科	ウスバガガンボ属	●			
27			ユスリカ科	ユスリカ属	●			
－				ハエ目	●			
28		コウチュウ目	ゲンゴロウ科	マメゲンゴロウ		●		●
29				コシマゲンゴロウ		●		
30			ガムシ科	キベリヒラタガムシ		●		
31	両生綱	有尾目	イモリ科	アカハライモリ	●			
32		無尾目	アカガエル科	ツチガエル	●			
合計	4綱	11目	24科	32種	18種	15種	7種	8種
						22種		

注）1. 種名や配列等は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和７年度版）」（令和７年、国土交通省）に準拠した。
2. 緑色網掛けは、移殖種のうち令和７年度調査で確認された種を示す。

3.事後調査結果、4.環境影響評価の検証
植物 ～ 生態系

環境保全目標と比較	予測結果と比較
－	○

(9)動物(フクロウ)

・生息環境に変化はあったが、工事中も継続して生息が確認されてきた。

表 4.18　保全すべき対象(フクロウ)に係る予測結果と事後調査結果の比較

事後調査結果(工事中～供用後)			環境影響評価		
調査年度		確認回数合計	平成22～23年現況調査結果	予測結果	
				保全措置なし	保全措置あり
工事中	平成29年度	10回	25回	15回	15回
	平成30年度	24回			
	令和元年度	17回			
	令和2年度	11回			
	令和3年度	9回			
	令和4年度	8回			
供用後	令和5年度	28回		16回	16回

3.事後調査結果、4.環境影響評価の検証
植物 ～ 生態系

環境保全目標と比較	予測結果と比較
－	○

事後調査報告書
P.157

(10)動物(鳥類)

・R5年度はサンショウクイのみの確認であったため、R6年度も引き続き調査した。
・工事前と供用後の鳥類相を比較し、樹林に生息する鳥類の種数は減少していない。
⇒生息環境としての樹林は、残存していると考えられる。

表 4.19　保全すべき対象(鳥類)に係る予測結果と事後調査結果の比較

事後調査結果(供用後)			環境影響評価		
対象種	調査年度	確認回数	平成22～23年現況調査結果	予測結果(供用時)	
				保全措置なし	保全措置あり
ブッポウソウ	令和5年度	0回	2回	1回	1回
	令和6年度	0回			
サンショウクイ	令和5年度	50回以上	4回	4回	4回
トラツグミ	令和5年度	0回	4回	2回	2回
	令和6年度	1回			
オオタカ	令和5年度	0回	36回	20回	20回
	令和6年度	0回			



※R7.2月確認

3.事後調査結果、4.環境影響評価の検証
植物 ～ 生態系

環境保全目標と比較	予測結果と比較
－	○

事後調査報告書
P.164

（11）動物（サンインサンショウウオ）

・工事中から供用後にかけて、継続して卵嚢が確認された。

表 4.27　保全すべき対象（サンインサンショウウオ）に係る予測結果と事後調査結果の比較

事後調査結果（工事中～供用後）			環境影響評価		
調査年度		確認箇所数 卵嚢数	平成23年 現況調査結果	予測結果	
				保全措置なし	保全措置あり
工事中	平成29年度	3箇所 11対	16箇所 43対	2～9箇所 8～24対	9箇所 43対
	平成30年度	4箇所 42対			
	令和元年度	10箇所 77対			
	令和2年度	10箇所 31対			
	令和3年度	6箇所 16対			
	令和4年度	9箇所 41対			
供用後	令和5年度	6箇所 55対		7箇所 18対	7箇所 43対
	令和6年度	8箇所 75対			
	令和7年度	7箇所 108対			

注）事後調査結果及び環境影響評価結果は、上段：確認箇所数、下段：卵嚢数を示した。





※いずれもR8.3月確認

3.事後調査結果、4.環境影響評価の検証
植物 ～ 生態系

環境保全目標と比較	予測結果と比較
－	○

事後調査報告書
P.164

（12）動物（イモリ）

・工事中から供用後にかけて、確認個体数が増加した。

表 4.28　保全すべき対象（イモリ）に係る予測結果と事後調査結果の比較

事後調査結果（工事中～供用後）			環境影響評価		
調査年度		確認箇所数 確認個体数	平成23年 現況調査結果	予測結果	
				保全措置なし	保全措置あり
工事中	平成29年度	2箇所 2個体	22箇所 65個体	11～13箇所 16～21個体	13箇所 65個体
	平成30年度	1箇所 1個体			
	令和元年度	4箇所 7個体			
	令和2年度	3箇所 4個体			
	令和3年度	6箇所 10個体			
	令和4年度	2箇所 25個体			
供用後	令和5年度	2箇所 49個体		13箇所 21個体	13箇所 65個体
	令和6年度	4箇所 101個体			
	令和7年度	2箇所 77個体			

注）事後調査結果及び環境影響評価結果は、上段：確認箇所数、下段：確認個体数を示した。



※R8.3月確認

3.事後調査結果、4.環境影響評価の検証
植物 ～ 生態系

環境保全目標と比較	予測結果と比較
－	○

事後調査報告書
P.165

(13)水生生物(キイロヤマトンボ)

・供用後の事後調査において、キイロヤマトンボは確認されなかった。
・工事前に生息が確認された水域は、現在も残存している。

表 4.29　保全すべき対象(キイロヤマトンボ)に係る予測結果と事後調査結果の比較

事後調査結果(供用後)		環境影響評価		
調査年度	確認箇所数 確認個体数	平成23年 現況調査結果	予測結果(供用時)	
			保全措置なし	保全措置あり
令和7年度	0箇所 0個体	2箇所 3個体	1箇所 2個体	1箇所 3個体

注)事後調査結果及び環境影響評価結果は、上段：確認箇所数、下段：確認個体数を示した。
□の予測結果は、今回事後調査結果と比較した予測結果であることを示す。

3.事後調査結果、4.環境影響評価の検証
植物 ～ 生態系

環境保全目標と比較	予測結果と比較
－	○

事後調査報告書
P.165

(14)水生生物(ゲンジボタル)

・事後調査において、予測結果と同程度の個体数が確認された。

表 4.30　保全すべき対象(ゲンジボタル)に係る予測結果と事後調査結果の比較

事後調査結果(供用後)		環境影響評価		
調査年度	確認個体数	平成23年 現況調査結果	予測結果(供用時)	
			保全措置なし	保全措置あり
令和7年度	成虫延べ 539個体	成虫延べ 755個体	成虫延べ 580個体	成虫延べ 580個体



※R7.6月確認

3.事後調査結果、4.環境影響評価の検証
植物 ～ 生態系

環境保全目標と比較	予測結果と比較
－	○

事後調査報告書
P.137, P.166

(15)生態系(樹林地の連続性、哺乳類)

・予測結果と同様に、哺乳類の移動経路は残置森林内に移行したと考えられる。

表 3.94　哺乳類の生息確認状況

科名または種名	調査月						確認状況(個体や生活痕等)	生活痕確認箇所の環境
	5月	6月	7月	8月	9月	10月		
モグラ属		●				●	坑道	樹林、草地
ネズミ科	●					●	坑道	草地
アライグマ						●	個体	林縁
タヌキ	●	●			●	●	糞、足跡	樹林、草地、水路
テン(ホンドテン)	●	●	●	●	●	●	個体	樹林、林縁、水路
ニホンイタチ		●	●	●	●		個体	水路
アナグマ	●	●	●	●	●	●	個体、巣穴、糞	樹林、林縁、水路、道路
イタチ科	●	●				●	糞	樹林、林縁
ハクビシン		●	●	●	●	●	個体、足跡	樹林、林縁、水路
ノネコ		●	●	●			個体	樹林、水路
イノシシ		●				●	足跡、糞	樹林
ニホンジカ	●	●	●	●	●	●	個体、糞、足跡、鳴き声	樹林、草地、水路

注)1. 種名及び順序は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト(令和７年度版)」(令和７年、国土交通省)に準拠した。
2. 表中の●は確認されたことを示す。
3. 7～9 月の調査結果は、無人撮影カメラによる確認のみを示す。









※R7.5～10月確認

3.事後調査結果、4.環境影響評価の検証
植物 ～ 生態系

環境保全目標と比較	予測結果と比較
－	○

事後調査報告書
P.168

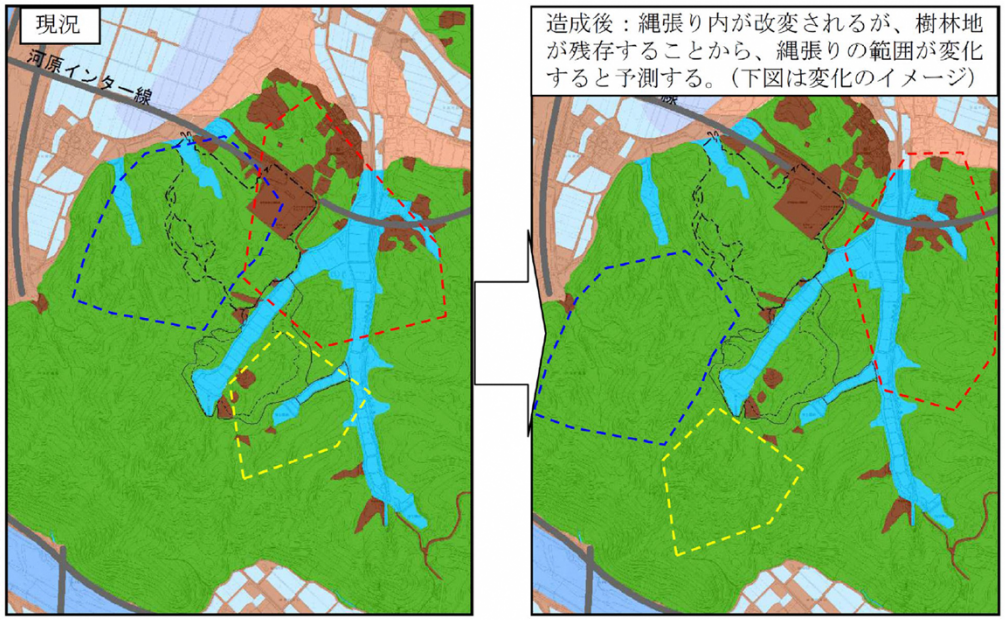
(16)生態系(フクロウ)

【環境影響評価】

フクロウの縄張りは、周辺森林内に移行していくと予測した(図4.4参照)。

【事後調査】

フクロウは、対象事業実施区域の周囲の樹林で生息を継続している。
(報告書本編 P.168 図4.5参照)



出典：「鳥取県東部広域行政管理組合 可燃物処理施設整備事業(仮称)環境影響評価書」(平成25年10月・平成31年3月改訂、鳥取県東部広域行政管理組合)

図 4.4 フクロウの縄張り予測結果

3.事後調査結果、4.環境影響評価の検証
植物 ～ 生態系

環境保全目標と比較	予測結果と比較
－	○

事後調査報告書
P.140, P.169

（17）生態系（両生類の繁殖状況、モリアオガエル等）
・ビオトープと対象事業実施区域周辺の水田等において、
モリアオガエルやトノサマガエルの両生類が確認された。

表 3.97　ビオトープにおける両生類の確認状況

種名	調査月		確認形態
	5月	6月	
モリアオガエル	●	●	幼生、卵塊
シュレーゲルアオガエル	●	●	成体、幼生
ヤマアカガエル	●		幼生
トノサマガエル	●	●	幼生、卵塊
ヌマガエル	●		成体
サンインサンショウウオ	●		幼生

表 3.98　ビオトープ以外での両生類の確認状況

種名	調査月		確認環境
	5月	6月	
モリアオガエル		●	集水桝
シュレーゲルアオガエル	●	●	低木林、草地、放棄水田
トノサマガエル	●	●	低木林、草地、水路、調整池、放棄水田
ニホンアマガエル	●	●	樹林、調整池、放棄水田
タゴガエル	●		低木林、草地
ヌマガエル		●	草地
ツチガエル	●	●	放棄水田
ウシガエル	●	●	調整池、ため池
サンインサンショウウオ(幼生)	●		低木林内の湿地


トノサマガエル


モリアオガエル


カエル類の幼生

※いずれもR7.6月確認

5. 総合的な評価

事後調査報告書
P.170

●環境影響評価の検証の結果、ほとんどの項目で事後調査結果が予測結果の範囲内であることが確認された。

⇒本事業による影響は、事業者の実行可能な範囲において、回避または低減が図られていると評価した。

6. 専門家からの助言

事後調査報告書
P.170

●オオタカ(動物:鳥類)の事後調査結果について、
専門家ヒアリングを行った。

表 6.1　追加で対応すべき事項に係る助言

ヒアリング実施日	令和8年2月12日
助言の内容	・環境影響評価時と供用後について、猛禽類に留まらず、鳥類相を比較して変化の有無を調べるべきである。 ・オオタカだけが減ったのか、他の猛禽類や鳥類も減っているのかを明らかにした上で、影響の有無を検討するべきと考える。 ・供用後の調査結果によると、一般に山地に生息する鳥類がしっかりと確認されている。 ・植生や土地利用状況の変化を調べるのも良いと思う。

鳥取県環境影響評価条例（平成 10 年鳥取県条例第 24 号）（審査会規定抜粋）

第12章　鳥取県環境影響評価審査会

（設置）

第40条　この条例の規定によりその権限に属する事項を調査審議させるため、鳥取県環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

（組織）

第41条　審査会は、委員15名以内で組織する。

2　委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

（任期）

第42条　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

（特別委員）

第43条　審査会に、特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ特別委員を置くことができる。

2　特別委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3　特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第44条　審査会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　会長は、会務を総理する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第45条　審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2　審査会は、委員及び議事に関係のある特別委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3　会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第46条　審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2　部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3　前2条の規定は、部会の運営について準用する。

（庶務）

第47条　審査会の庶務は、生活環境部において処理する。

（運営に関する細則）

第48条　この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。